

「まいかつ」本格実施に向けた 認定団体代表者・指導者説明会



令和8年5月27日(水)19:00~20:30
舞鶴市総合文化会館小ホール

▷ 本日の次第

1. 今後のスケジュール
2. 認定要件について
 - (1) 認定要件のおさらい
 - (2) 指導者研修の実施について
 - (3) 保険の加入について
3. 会場の調整について
4. 支援制度について
 - (1) 立ち上げ支援補助【各団体向け】
 - (2) 指導者資格取得補助【指導者向け】
 - (3) 低所得者世帯向け支援【保護者向け】
5. その他
 - (1) 活動状況などの報告内容
 - (2) 各団体別まいかつ参加申込み状況
 - (3) 次回説明会の開催



▷ 1. 今後のスケジュール

時期		内容	方法
4～6月	市→団体	活動場所や運営体制などヒアリング	随時市担当者から電話等
6月以降	市→団体	参加人数情報の個別共有	団体毎に随時市スポーツ振興課にお問い合わせください。
6月	市→団体	まいかつガイド(最新版)校正依頼	メール
6月下旬	市→団体	8月体験期間の受入可否の確認	メールで依頼。 回答は専用フォームから
7月	市→生徒・保護者	まいかつガイド(最新版)の公表 8月体験期間受入可能団体の公表	市HPなどで公開、 コドモンで配信 など
7月	市→団体	学校施設利用団体の活動場所一覧を共有	メール
8月中	各団体	体験期間の実施	生徒・保護者から受入可能団体へ直接申込み
8月中旬	市→団体	参加者情報の共有	メール
未定	市・運営業者 →団体・保護者	まいかつ運営体制に係る説明会 (想定) ・専用システムの概要 ・専用システムの登録・操作方法	説明会の開催
9月～	団体	まいかつ本格実施	

▷ 2. 認定要件について

(1) 認定要件のおさらい

・・・別添資料1をご確認ください。

(2) 指導者研修の実施について(**想定**している研修)

□指導者マニュアルと安全管理マニュアル …【全員】

□ハラスメント・コンプライアンス、救命救急、
メンタルヘルス などの研修の受講が必要です。

※可能な限りオンライン受講を可とする方向で調整

(3) 保険の加入について

・生徒だけでなく 指導者の保険加入も必須。

・スポーツ安全保険など、傷害保険・賠償責任保険に
加入すること

▷ 3. 会場調整について

まいかつ活動会場の調整状況

- (1) 学校体育館利用団体 …別途調整会議を実施
- (2) 学校グラウンド利用団体…個別ヒアリングを実施
- (3) 公共施設 …従来どおり各団体で予約
- (4) 自社施設 …従来どおり

※学校施設の利用を希望する団体には、

1ヶ月前に各団体の活動場所を割り当て、HPで公開

【運営に関する想定】

※まいかつ専用システムを活用した運用を想定しています。

団体は専用システムに活動場所を登録。

→生徒、保護者、指導者が会場を専用システムから確認可能。

→さらに生徒・保護者は出欠を登録可能。

▷ 4. 支援制度について

(1) 立ち上げ支援補助【実施団体向け】(別添資料2)

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」認定団体立ち上げ支援補助金について

1. 目的



・地域クラブ活動「まいかつ」の受け皿となる、民間団体等(まいかつ認定団体)の設立及び運営の安定化を図るため。

2. 補助対象団体



・まいかつ認定団体

3. 補助対象経費



立ち上げ・活動開始に直接要する経費

- ① 設立諸経費: 登記費用、印鑑作成代など
- ② 備品・消耗品: 活動に必要なスポーツ用具、楽器、救急セットなど
- ③ 広報費: 入会案内パンフレット、ウェブ開設費など
- ④ 研修費: 指導者等の資格取得や研修参加に係る経費
- ⑤ その他

▷ 4. 支援制度について

(1) 立ち上げ支援補助【実施団体向け】

4. 補助金額



・補助対象経費の総額

・補助上限

①参加登録している生徒が1人以上5人以下 5万円

②参加登録している生徒が6人以上 10万円

5. 注意事項



・各団体1回限り。(同一年度内であれば追加交付可)

・原則精算払い。(手続きにより、概算払、事前着手可)

・5年ルール

補助金収支簿の保存 購入財産(備品等)の管理 活動の継続

6. その他



詳しくは市HPから補助要綱等をご確認ください

▷ 4. 支援制度について

(2) 指導者資格取得補助【指導者向け】


指導者の皆様へ：審判資格などの取得費用をサポートします！

舞鶴市 競技力向上対策助成事業のご案内




舞鶴市のスポーツ競技力を支える指導者の皆様へ。
研修会への参加や、指導者を対象とした審判資格等の取得にかかる費用の一部を市が補助します。


 対象経費の【1/2】以内

 全国規模の講習会等・資格取得

上限 **50,000円**

 都道府県単位の講習会等・資格取得

上限 **10,000円**




 ご利用は1人につき **年1回** まで

▷ 4. 支援制度について

(2) 指導者資格取得補助【指導者向け】




補助の対象となる経費と、申請の手続きステップ

対象経費の具体例

- ✓  受講料・資料代（講習会の参加費など）
- ✓  旅費・交通費（市の規定に基づく、公共交通機関による最も合理的な経路）
- ✓  宿泊費（必要な場合のみ・上限規定あり）

※その他、事業実施上必要と認められる消耗品等も対象になる場合があります。
(慰労会経費・酒類の提供費・備品等は対象外です)

手続きの3ステップ

- 1  **【事前】 交付申請**
事業（講習会等）の1カ月前を目途に、申請書等を提出してください。
- 2  **【実施】 講習会参加・資格取得**
必ず領収書等の控えを大切に保管してください。
- 3  **【事後】 実績報告**
事業終了後、1カ月以内に領収書(写)と開催要項を添えて報告してください。

申請書類の様式や、対象となる事業かどうかの確認など、まずはお気軽にご相談ください。



【お問い合わせ・お申し込み先】 舞鶴市スポーツ振興課（電話66-1058）

(3) 低所得者世帯向け支援【保護者向け】

- ◆内 容 経済的な理由によって生徒の地域クラブ活動への参加や機会が制限されることがないように、市が対象世帯に対して活動費等の補助を行う
- ◆申請者 舞鶴市に住所を有する生徒の保護者
- ◆対 象 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯など
- ◆金 額 月謝会費補助 3,000円／月
道具等購入費等 10,000円／年

▷ 5. その他

(1)各団体から市への報告内容について【想定】

- ①規約 【年一回:活動はじめ】 ※規約の様式あり
- ②指導者一覧【年一回:活動はじめ】
- ③活動計画 【年一回:活動はじめ】
- ④活動実績 【年一回:年度末】
- ⑤収支実績 【年一回:年度末】
- ⑥保険の加入状況【年一回:年度末】

(2)参加状況について

- ・8月中旬には、各団体へ参加人数をお知らせする。
- ・それまでの間、参加者数は随時お問い合わせください。

(3)次回の説明会について(8月頃を想定)

業務委託先決定後、改めてシステムの内容や使用方法の説明を実施予定

ご清聴ありがとうございました。

